

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

### 第1回都・区検討会

#### 1. 日時・場所

平成29年5月24日（水）13:30～15:00

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

#### 2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

#### 3. 議題

(1) 都・区検討会の設置

(2) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

(3) その他

#### 4. 配布資料

議事次第

資料1 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」検討体制

資料2 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」都・区市町策定検討会議設置要綱

資料3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

#### 5. 議事録（質疑）

##### 目黒区

- ・都市計画決定は東京都で行うと理解しているが、それでよいか。
- ・専門アドバイザー委員会は何らかの条例により附属機関と位置付けられるのか。

##### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・都市計画の決定権者は都市計画法で定められており、東京都が全ての都市計画決定権者ではない。
- ・附属機関については、東京都総務局のホームページに基本的な内容が掲載されている。
- ・今回の専門アドバイザー委員会は、法令に基づくものではなく、専門家会議として附属機関等に位置付けられる。

##### 江戸川区

- ・昨年度の調整事項を十分踏まえて、本検討を進めてほしい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・今後も個別に調整を行い、検討を進めていきたい。

世田谷区

- ・今後、路線ごとに検討主体を決定していくにあたり、施行者についても決定していくのか。
- ・23区においては、区移管路線を除き都が都市計画線を管理しているが、区が検討主体になった路線は、区が都市計画線を管理するのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・検討主体に加え施行者も決定できると望ましいが、多大な調整や期間を要すると想定されるため、本検討では、少なくとも検討主体は決定していきたい。

都市整備局都市基盤部長

- ・区が都市計画決定した路線は、区が都市計画線を管理することになる。

墨田区

- ・本検討により都市計画線の廃止等を行う場合、沿道への影響が大きいため、慎重な取扱いが必要である。
- ・都市計画線の変更に伴う用途地域の境界線の取扱いについても、慎重に検討すべきである。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・都市計画線の廃止等を行う場合における沿道への影響や用途地域の境界線の取扱いに関しては、関係部署と調整しながら慎重に検討を進めていきたい。
- ・全国の事例としては、都市計画線を変更しても用途地域の境界線は不変の場合が多いようである。

以上

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

## 第1回都・区検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・区検討会 区 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	
中央区	環境土木部 参事（連絡調整・特命担当）	
港区	街づくり支援部 土木計画担当課長	
新宿区	都市計画部 都市計画課長	
文京区	都市計画部 都市計画課長	
台東区	都市づくり部 都市計画課長	（代理）
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	都市整備部 都市計画課長	（代理）
品川区	都市環境部 都市計画課長	
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	
渋谷区	土木清掃部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 副参事（都市計画担当）	
杉並区	都市整備部 土木計画課長	
豊島区	都市整備部 都市計画課長	
北区	まちづくり部 都市計画課長	（代理）
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	
板橋区	都市整備部 都市計画課長	（代理）
練馬区	都市整備部 交通企画課長	
足立区	都市建設部 企画調整課長	（代理）
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	（代理）
江戸川区	土木部 計画調整課長	